

第一薬科大学大学院

履修規程

第 1 章 履修科目

(履修科目)

第 1 条 学生は、各学年に配当された科目はその学年において履修し、単位を修得しなければならない。詳細は学則別紙第 1 による。

第 2 章 履修方法

(修業年限)

第 2 条 修業年限は 4 年とし、その単位数は第 1 条のとおりとする。

2 院生は、修業年限の 2 倍を超えて在学することができない。

(科目の配当・卒業所要単位数)

第 3 条 学則別紙 1 に示す科目の中から、必修科目 26 単位、選択科目 4 単位以上、合計 30 単位以上を修得しなければならない。但し、所属領域外から 1 単位以上を、所属領域以外から 1 単位以上を、また所属領域から取得選択単位数合計の半分以上を選択しなければならない。

(修了要件)

第 4 条 本大学院に 4 年以上在学し、学則別紙 1 に定める科目について、総計 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

第 5 条 入学前に他の大学院において修得した単位を当該大学院において修得したものとみなす場合、当該単位数、その単位の修得に要した期間を勘案して、1 年を超えない範囲で認定した期間、在学したものとみなすことができる。

(単位の算定)

第 6 条 各科目の単位数は次の基準による。

2 特論、大学院特別講義および薬学演習は、90 分 1 コマとし、8 コマをもって 1 単位とする。

3 課題研究は、90 分 1 コマとし、15 コマをもって 1 単位とする。

(成績算定)

第 7 条 履修した授業科目の試験は、学期末または学年末に行う。評価は主と

してレポート提出にて行う。

- 2 科目により、論文発表会での発表内容、口頭試問に対する回答により評価する。
- 3 科目により、平常の成績または報告をもって代えることができる。

(受験資格の喪失)

第8条 次に該当する場合は、試験を受けることができない。

- (1) 出席がその授業科目数の3分の2に満たないとき。
- (2) 試験開始に間に合わなかったとき。(天変地異、電車の遅延等、本人の責に帰することのできない理由により遅延した場合を除く)

(欠席時の処置)

第9条 授業または試験に欠席した場合は、次のように処理しなければならない。

- (1) 授業に欠席した場合は、次の場合に限り、必要な証明書を添えて所定の届け出・願い出をすれば、審査の上、欠席の取り扱いをしない。(公欠)
 - ア 学校感染症(学校保健安全法施行規則第18条)の感染の恐れを医師が認め、欠席する場合。大学復帰後3日以内に手続きをすること。
 - イ 本学が承認した公的行事又は課外活動、就職活動その他の公的理由により欠席する場合。事前に手続きをすること。
 - ウ 忌引きにより欠席する場合。大学復帰後3日以内に手続きをすること。この場合忌引きとして認められる日数は、1親等親族で7日以内、2親等親族で5日以内とする。
 - エ 法令、天災、その他本人の責に帰することのできない理由により欠席する場合。その日から5日以内に手続きをすること。
- (2) 試験に欠席した場合は、3日以内に届け出ること。

この際、第9条(1)以外の病気欠席の場合は、医師の診断書もしくは体調不良を証明する資料を添えて届け出ること。それ以外の場合は、欠席の理由を証明する資料を添えて届け出ること。

(追試験)

第10条 病気、その他やむを得ない事由により、第7条の試験を受けることができなかった者には、1回に限り追試験を行うことがある。

(再試験)

第11条 第7条の試験において不合格となった者に対しては、毎年度原則として1回に限り再試験を行うことがある。

(臨時試験)

第12条 科目担当者が必要と認めた場合は、臨時試験を行うことがある。た

だし、臨時試験は、その科目の定期試験実施以前において行うものとする。

(試験料)

第13条 第10条及び第11条により追試験または再試験を受けようとする者は、1科目につき所定の追試験又は再試験の試験料を納入しなければならない。

(単位の認定)

第14条 その科目の授業時間数の3分の2以上出席し、かつ試験に合格したときは、その科目の単位を認定する。

(点数、標語及びグレード・ポイント・アベレージ (GPA))

第15条 学業成績は点数をもつて行うとともに、下表の標語及びグレード・ポイント (以下「GP」という。)をもつて表すものとする。

標語	点 数	GP
秀	100～90点	4
優	89～80点	3
良	79～70点	2
可	69～60点	1
不可	59点以下	0

- 2 可以上を合格とし、不可を不合格とする。
- 3 出席時間不足により試験を受験できない場合は失格とし、不合格とする。
- 4 試験時間等に遅れ試験を受験できない場合は欠席とし、不合格とする。
- 5 学力を総合的に評価する指標として、グレード・ポイント・アベレージ (以下「GPA」という。)を使用する。
各履修科目のGPに、科目の単位数をかけた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で割ったものがGPAとなる。

(追試験の点数限度)

第16条 第10条により認定された科目の成績は80点を限度とする。

(再試験の点数限度)

第17条 第11条により認定された科目の成績は60点を限度とする。

(不正行為が行われた場合の成績)

第18条 次の場合は、その年次の当該科目の成績を0点とし、その他の科目の成績は10分の8をもつてその年次の成績とする。

- (1) 不正な方法によって受験したとき。

- (2) 不正な方法によって他人に受験の便宜を提供したとき。
- (3) その他著しい不正行為のあったとき。

(レポート・論文等)

第19条 レポート・論文等の提出日時を経過したものの単位は認定しない。
ただし、事情により担当者の許可があった場合はこの限りでない。

(再履修を必要とする者)

第20条 次の者は、当該科目を再履修しなければならない。

- (1) 出席時間数不足に伴い受験資格を失った者
- (2) 前項のほか、教授会にて再履修が必要と認められた者

(学位論文)

第21条 学位論文の審査を願い出ようとする者は、学位論文に申請書、学位論文の要旨、参考文献があるときは当該参考文献を添えて、大学院事務部を通じ研究科長に提出するものとする。

- 2 学位論文の提出部数並びに期限については別に定める。
- 3 学位論文の審査は、研究科委員会に設置された論文審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で行う。
- 4 学位論文の合否評価は、審査委員会の報告に基づき研究科委員会が行い、研究科長がその結果を学長に報告するものとする。
- 5 研究科長は審査にあたり、公開発表会を開催するものとする。

(最終試験)

第22条 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ学位論文の審査に合格した者について行う。

- 2 最終試験は学位論文を基に、これに関する授業科目について筆記または口頭により、審査委員会がこれを行う。

(規定の改廃)

第23条 この規定の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は令和4年4月1日から施行する。